



GOGO! 宮崎労働局

発行：宮崎労働局
宮崎市橘通東3-1-22
宮崎合同庁舎
TEL：0985(38)8821
FAX：0985(38)5028

新型コロナで労働相談急増

4月は20日時点で3月分の約2倍1460件

宮崎労働局（宮崎合同庁舎内）には連日多くの相談が寄せられる



年明けに新型コロナウイルスの感染者が確認されたとの報道以降、全世界で感染者の増加傾向に歯止めがかからず、日本でも4月7日に7都府県、16日に全国へ緊急事態宣言が発令されました。

宮崎労働局では、事業主や労働者からの様々な労働相談に対応するため、2月14日から「新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口」を労働局、各ハローワーク・労働基準監督署に設置しています。寄せられた相談件数は2月は40件、3月は728件、4月は20日時点で3月の約2倍1,460件と大幅に増加しています。業種でみると特に飲食業や製造業の方からの相談が多くなっています。

事業主からの相談内容としては、雇用調整助成金等の助成金関係の相談が全体の3分の2を占めています。「このまま売り上げが落ち

込めば事業を縮小せざるを得ない。雇用維持を図りたいが助成金の対象となるかどうか」「手続きの仕方を

教えてほしい」をはじめとし労務管理（賃金の支払い、解雇、休業手当等）に関する相談が多く寄せられています。

労働者からの相談内容としては、「事業主から休業を命じられたが、休業手当の支払いを受けられるかどうか」（裏面Q & A参照）など賃金・労働条件に関する問い合わせや、「小学校や幼稚園が休校や休園となったが、子どもを預ける場所がないので、休まざるを得ない。その間の補償はないのだろうか」の相談も寄せられています。

教えてほしい」をはじめとし労務管理（賃金の支払い、解雇、休業手当等）に関する相談が多く寄せられています。

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの密を避けましょう!

①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場面



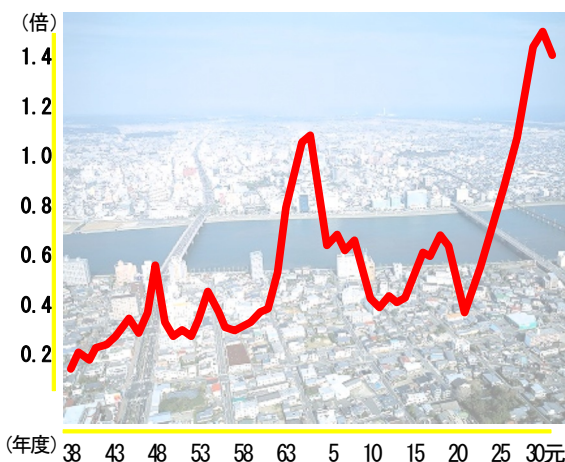
3つの条件がそろった場所がクラスター（集団）発生のリスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。

労使間のトラブルを防ぐには、早めの対応が重要です。ご不明の点があれば、お気軽に宮崎労働局（0985-38-8821）又はお近くのハローワーク、労働基準監督署の特別労働相談窓口にお尋ねください。

57ヶ月連続 1倍台

令和元年度有効求人倍率 1.41倍



本県の労働市場における有効求人倍率について、令和元年度分を集計した結果、1.41倍（正社員の有効求人倍率1.00倍）となりました。昨年より0.08ポイント減少しましたが、正社員は0.02ポイント増加しています。求人が求職を大幅に上回っ

て推移し、有効求人倍率は57ヶ月連続で1倍台を維持していますが、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に十分注視していく必要があります。

また、本県では若者の県外流出が大きな問題となっています。今回、令和2年3月高校卒業者の就職等の状況について令和2年3月末時点でとりまとめた結果、就職内定者に占める県内内定者の割合は、59.4%となり、これは前年同月比59.1%より

0.3ポイント上昇する結果となりました。令和3年3月卒業予定者の採用・選考スケジュールは、高校求人の求人票受付開始が6月1日からとなります。求人を出される企業の方は的確な採用計画を立てて早めのご準備をお願いします。



雇用調整助成金受付中

新型コロナ対応で特例措置拡大



新型コロナウイルス感染症の影響で業績が悪化している事業所が増えています。このような景気変動、産業構造変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、①労働者への賃金や休業手当の支払い、②休業・教育訓練の実施、③他事業所への出向等、一時的な雇用調整を行い失業予防と雇用維持その他雇用安定を図るなど、一定の要件を満たした場合に「雇用調整助成金」を支給します。

新型コロナ感染症に係る特例措置が2月14日から実施されていますが、感染拡大防止の施策を踏まえ4月1日から6月30日を緊急対応期間として措置内容を拡大しました。具体

助成金センター

(宮崎労働局職業対策課)

電話番号0985(61)8288

的には下記の表のとおり、生産指標要件緩和、雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象とするなどです。また、申請手続きについても簡略化と計画届の事後提出期間を延長する等の拡充措置を講じています。

申請方法や必要書類、支給要領等詳細については、宮崎労働局及び厚生労働省HPをご確認ください。

新型コロナQ&A

厚生労働省では新型コロナウイルスに対し、問い合わせが多い項目についてQ&Aを随時更新して厚生労働省HPに掲載。なお、以下は多く寄せられる相談を抜粋したものです。

問 労働者が新型コロナに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきか。

答 都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。なお、

安心して働きたい!



令和
2年度

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6/1日 ▶ 7/10日

申告と納付はお早めに

被用者保険に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されます。

問 新型コロナへの感染が疑われる労働者への休業手当の支払いは必要か。

答 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合など感染が疑われる方は「帰国者・接触者相談センター」でご相談ください。なお、その結果を踏まえても職務の継続が可能である方について、使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当し休業手当を支払う必要があります。

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置
	緊急対応期間（4月1日から6月30日まで） 感染拡大防止のため、この期間中は、全国で 以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和（1か月5%以上低下）
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める
助成率2/3（中小）、1/2（大企業）	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日まで）
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左＋上記対象期間
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
休業規模要件1/20(中小)、1/15(大企業)	併せて、休業規模要件を緩和（1/40(中小)、1/30(大企業)）
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率2/3(中小)、1/2(大企業) 加算額1,200円	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合9/10(中小)、3/4(大企業)) 加算額2,400円(中小)、1,800円(大企業)